

議案第67号

財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量	
土 地	鳥取市越路字破山737番1ほか220筆	1,899,560.03 平方メートル	
建 物	看視舎ほか (21棟)	鳥取市越路字蓬谷、上大平及び 狼谷地内	6,986.345平方メ ートル
工作物	雑用水施設及 び電気施設等	鳥取市越路及び円通寺地内	1式
土 地	鳥取市国府町雨滝字河合谷95 6番1ほか5筆	1,268,872.00 平方メートル	
建 物	避難舎ほか (12棟)	鳥取市国府町雨滝字河合谷地内	931.60平方メー トル
工作物	雑用水施設及 び電気施設等	”	1式
土 地	鳥取市河原町北村字兵円山89 1番16ほか117筆	1,351,160.71 平方メートル	
建 物	看視舎ほか (8棟)	鳥取市河原町北村字兵円山地内	559.75平方メー トル

工作物	雑用水施設及び電気施設等	鳥取市河原町北村、弓河内及び小河内地内	1式
建物	看視舎ほか(8棟)	東伯郡三朝町大字俵原字菅原地内	1,004.20平方メートル
工作物	給水施設及び電気施設等	”	1式
土地		西伯郡伯耆町小林字水無原2番5ほか21筆	1,365,430.22平方メートル
建物	飼肥料庫ほか(17棟)	西伯郡伯耆町小林字水無原地内	4,884.67平方メートル
工作物	給水施設及び電気施設等	西伯郡伯耆町小林字水無原地内及び金屋谷字水無原地内	1式

2 相手方

鳥取市越路775番地1

財団法人鳥取県畜産振興協会

3 貸付期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

4 理由

放牧事業の弾力的な運営を図るため、育成放牧事業を実施している財団法人鳥取県畜産振興協会に同事業の用に供する放牧場の土地及び施設の無償貸し付けを行ってきたところであるが、貸付契約期間が満了するため貸付期間の更新を行おうとするものである。